国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改　正　前

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程

（平成１６年達示第８３号）

（前　略）

別表第１（第４条、第５条関係）

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
（略）		
教育推進・学生支援部に勤務する職員のうち、教育推進・学生支援部長が指定する者	午前８時から午後４時４５分まで 午前８時１５分から午後５時まで	午後１時から午後２時まで
（略）		

（後　略）

改　正　後

別表第１（第４条、第５条関係）

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
（略）		
教育推進・学生支援部に勤務する職員のうち、教育推進・学生支援部長が指定する者	午前７時から午後３時４５分まで 午前９時から午後５時４５分まで	午後１時から午後２時まで
（略）		

附　則（令和４年達示第７９号）

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。